

# 尾道市立大学研究費補助金交付申請者に対する研究費助成要綱

平成25年10月1日

## (目的)

第1条 この要綱は、尾道市立大学の教職員に対して研究費補助金の申請を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において「研究費補助金」とは、公立大学法人尾道市立大学研究費補助金取扱規程（平成24年規程第70号）第2条第1項各号の定めるところとする。

## (助成額)

第3条 研究費補助金交付申請者に対する研究費の助成額は、次のとおりとする。

- (1) 研究代表者の場合は、申請1件につき年額5万円以内とする。ただし、研究費補助金を複数年にわたり受給することになった場合については、2年目以降は1件につき年額3万円以内とする。
- (2) 研究分担者（他の研究機関の分担者に限る。）の場合は、申請1件につき年額3万円以内とする。ただし、研究費補助金を複数年にわたり受給することになった場合については、2年目以降は1件につき年額2万円以内とする。

## (申請)

第4条 申請は、研究費補助金交付申請者に対する研究費の助成申請書（別記様式）により、研究費補助金の申請と同時に行うものとする。ただし、研究費補助金を複数年にわたり受給することになった場合における2年目以降の申請は、4月に行うものとする。

## (用途)

第5条 助成金の用途については、申請時に申し出なければならない。ただし、その後の変更を妨げるものではない。

## (支給)

第6条 助成金については、研究費補助金の該当年度に合わせて支給する。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究費補助金交付申請者に対する研究費助成に関し必要な事項は、別に定める。

## 付 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行し、平成25年度分の研究費補助金交付者より適用する。

(別記様式)

研究費補助金交付申請者に対する研究費の助成申請書

年 月 日

所属学部

所属学科

職 名

氏 名

研究費補助金交付申請者に対する研究費の助成金を下記のとおり申請します。

助成金の対象となる研究費補助金	研究種目	
	研究課題名	
	申請年月	年 月
	研究期間	平成 年度 ~ 平成 年度
	研究形態	個人研究 共同研究
	共同研究の場合 研究代表者の 所属機関、職名、 氏名	
	採択された場合は、その年月	年 月
助成金申請金額		
使用用途		
備 考		

決裁欄

係 員	係 長	課 長	事務局長	学部長	学 長

経理係員	経理係長